

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

福井市長 西行 茂

市町村名 (市町村コード)	福井市 ( 18201 )
地域名 (地域内農業集落名)	成願寺
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年7月 (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である認定農業法人が担っている。  
【主要作物】水稻、大麦、その他野菜の栽培を行っている。  
【その他】農地は概ね集落営農法人に集積されている。将来に渡って営農の継続を図るため、後継者の確保・育成していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である認定農業法人が担っていく。  
【将来の主要作物】水稻、麦、大豆、地域の特産品目(そば)の栽培を行っていく。  
【その他】有機農業を取り入れる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	28.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	28.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.1 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落の農地は既に担い手が集積・集約化している。集落や地域で話し合い、できる限り各農家が担う農地の集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
既に集落全体を農地中間管理機構に貸し付けており、今後も継続して農地を貸し付け、農地の集積を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用しない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="radio"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="radio"/> ②有機・減農薬・減肥料	-	<input type="radio"/> ③スマート農業	-	<input type="radio"/> ④輸出	-	<input type="radio"/> ⑤果樹等
-	<input type="radio"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="radio"/> ⑦保全・管理等	-	<input type="radio"/> ⑧農業用施設	-	<input type="radio"/> ⑨耕畜連携	<input type="radio"/> ⑩その他
<b>【選択した上記の取組方針】</b>							
①今後対策を実施していく。②完熟堆肥など有機物の施用によって、環境保全の営農活動を推進する。⑦多面的機能支払交付金を活用し、草刈、用排水路の泥上げ、遊休農地の草刈、用排水路の補修、シバザクラの植栽等を行う。また、施設の点検・補修を兼ねながら、不法投棄の確認・防止を図る。⑩直売所を利用した地産地消に取り組み、高齢者が生きがいを持って営農している。今後も継続していく。							

4 変更申請経歴

0
---